

私道復旧事業

支援内容

被災した集落等における住民の生活環境の早期回復を図るため、公道と集落等を結ぶ生活道路である私道の復旧に係る経費の一部を支援する。

【支援対象】

被災した生活道路である私道（私有地）の原形復旧に要する経費で、次の全ての要件を満たすもの

- ① 一般交通の用に供しているものであること
- ② 公道に接続するものであること
- ③ 幅員が概ね1.8 m以上あること
- ④ 所有者の異なる住宅が連担して2戸以上建ち並んでいるものであること
- ⑤ 集落等で維持管理しているものであること

【交付基準】

対象者：支援対象の私道を管理する自治会又は集落等

補助率：支援対象経費の2/3

上限額：1件あたり12,000千円



舗装に亀裂の入った生活道路